

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	労働者の賃金と世帯の収入の関係 ～幾つかの見方や分析方法に基づいて～
著者 / 所属	前田 泰伸 / 調査情報担当室
雑誌名 / ISSN	経済のプリズム / 1882-062X
編集・発行	参議院事務局 企画調整室（調査情報担当室）
通号	211号
刊行日	2022-4-27
頁	15-25
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/keizai_prism/backnumber/r04pdf/202221102.pdf

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75044） / 03-5521-7683（直通））。

労働者の賃金と世帯の収入の関係

～幾つかの見方や分析方法に基づいて～

調査情報担当室 前田 泰伸

《要旨》

本稿では、労働者の賃金と世帯の収入の関係について、構造的な要因・影響等も考慮しつつ、幾つかの見方や分析方法に基づいて見ていくこととする。これは、具体的には、非正規雇用や高齢者世帯との関係でどう考えるか、賃金については労働者（特に正規雇用）一人当たりの現金給与総額で見るか、全ての労働者の賃金の総額である雇用者報酬で見るか、配偶者（多くの世帯では妻と考えられる）の賃金についてどう見るか、また、分析方法としては時系列的な推移から比較を行うか、都道府県別のクロスセクションデータから回帰分析を行うかなどのことである。これらの見方や考え方等が異なれば、分析の結果が異なるということもあり得るが、この点を安易に考えて単純に賃金と収入の平均値を対比するなどのことがあると、場合によってはミスリードを招く可能性もあり得る。適切な政策提言を行うためには、その前提として、物事の見方・考え方は客観的・科学的に、かつ、エビデンスに基づいたものであるべきということとは言えよう。

1. はじめに

本稿では、労働者（雇用者）の賃金と世帯の収入（所得）の関係について見ていくこととする¹。両者の関係については、サラリーマンや公務員の世帯では収入の大部分を占めるのが賃金であるなど、基本的に収入の元（原資）となるものが賃金であることから、（当然のことながら）この両者を無関係なものと考え

¹ 用語について整理すると、一般的に「労働者」と「雇用者」はほぼ同義で使用され、「収入」と「所得」についても、税法などの特定の分野を除き、違いはさほど意識されないように思われる。本稿では、これらの一般的な用法に従い、基本的に労働者（雇用者）の賃金は「労働者の賃金」、世帯の収入（所得）は「世帯の収入」として記述し、図表等で参照する統計が別の用語を使用している場合には、それも互換的に用いることとする。

えることはできない。さらに言えば、国民の生活が過去と比べて豊かになったかどうかを比較する場合などは、賃金あるいは収入のいずれを指標として用いても大差がなさそうであり、日常的な用法においては、賃金と収入をほぼ同様に見てよさそうにも思える。

しかし、労働者の賃金と世帯の収入は、(これも当然のことながら)概念としては別物である。また、それぞれを細かく見ると、賃金については正規雇用と非正規雇用でかなりの差があり、収入については仕事をしている現役世帯と年金を受給している高齢者世帯の間にも差が存在する。したがって、賃金と収入の関係について一刀両断的に分かりやすい結論を下すといった試みは、おそらく困難かと思われる。また、両者の関係を安易に考え過ぎて、単純に労働者の平均賃金と世帯の平均収入を対比させるなどのことがあると、場合によってはミスリードを招く可能性もあり得る(後述)。

本稿では、このような労働者の賃金と世帯の収入の関係について、労働者や世帯に係る構造的な要因・影響等も考慮しながら、幾つかの見方や分析方法に基づいて見ていくこととしたい。

2. 労働者の賃金と世帯の収入をあえて単純に対比させてみる

(1) 労働者の賃金と世帯の収入の時系列的な推移

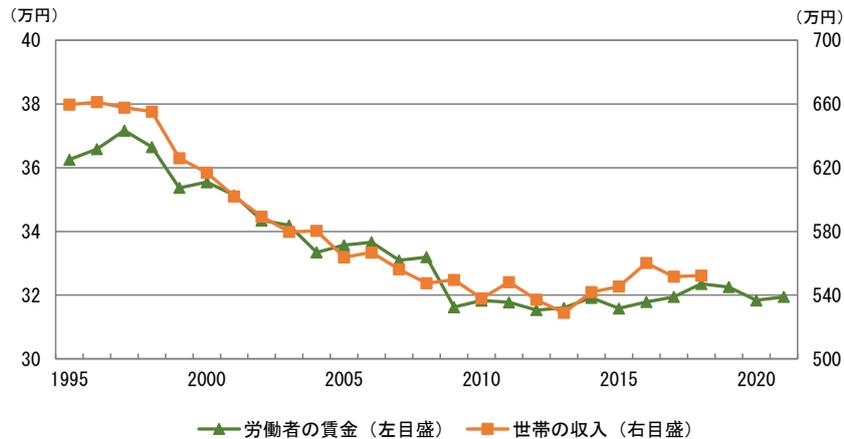
まずは、ミスリードを招く可能性として、単純に労働者の賃金と世帯の収入を時系列的に対比させることとする。図表1は、賃金については厚生労働省「毎月賃金統計調査」から現金給与総額(事業所規模5人以上、就業形態計²⁾、収入については同省「国民生活基礎調査」から一世帯当たり平均所得金額として³⁾、それぞれの推移を示したものである。

図表1を見ると、労働者の賃金は基本的に減少傾向であり(2010年代以降は横ばいとも見られるが)、世帯の収入も賃金とほぼ同様の動きとなっている。この図表だけを見ると、1990年代後半からは、バブル崩壊後の景気低迷の影響もあって労働者の賃金は低下傾向を続けており、そのために世帯の収入も減少してきたのではないかと、一応は考えることになろう。しかし、こうした見方は、本当に適切と言えるだろうか。

² 毎月賃金統計調査では、労働者の就業形態として、一般労働者、パートタイム労働者の区分がなされており、就業形態計とはこの両者を合わせたものである。

³ 国民生活基礎調査の2020年調査は、新型コロナウイルス感染症への対応等の観点から中止とされており、公表されている調査結果としては、2019年(世帯収入はその前年の2018年)が最新年である。

図表1 労働者の賃金と世帯の収入の推移



(注) 1. 労働者の賃金は、毎月勤労統計調査から現金給与総額（事業所規模5人以上、就業形態計）である。
 2. 世帯の収入は、国民生活基礎調査から一世帯当たり平均所得金額である。
 (出所) 厚生労働省「毎月賃金統計調査」及び「国民生活基礎調査」より作成

(2) 労働者の賃金と世帯の収入がともに減少している要因

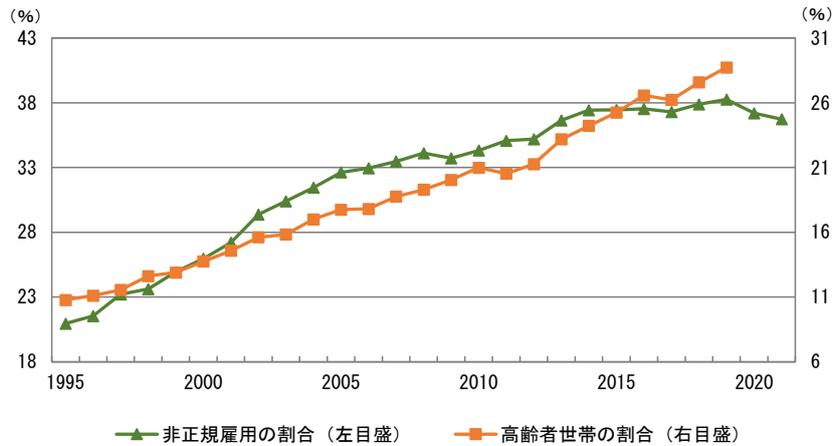
図表1では労働者の賃金と世帯の収入は同じような動きであるが、これだけを根拠に両者の間で因果関係まで結論付けるのは、やや早計であろう。図表2は、総務省「労働力調査」から雇用者に占める非正規の職員・従業員（非正規雇用）の割合と国民生活基礎調査から全世帯のうちの高齢者世帯⁴の割合について、時系列的な推移を同じ座標平面に示したものである。

図表2では、非正規雇用割合、高齢者世帯割合はともに上昇傾向にあるが、図表1と図表2をあわせて考えると、図表1で労働者の賃金が減少している要因としては、相対的に賃金の低い非正規雇用の割合が上昇したことにより、正規雇用と非正規雇用を合わせた全ての労働者の平均賃金が押し下げられたからではないかという推論ができよう。また、世帯の収入が減少している要因についても、高齢化に伴い、現役世帯に比べると収入の少ない高齢者世帯の割合が上昇したことによって、全世帯の平均的な収入が押し下げられたためと考えることができる⁵。

⁴ 高齢者世帯とは、65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。

⁵ 仮に、非正規雇用割合の上昇と高齢者世帯割合の上昇（図表2）が同一の要因によるものとするれば、この要因が労働者の賃金と世帯の収入（図表1）に影響を及ぼす真の要因であると考えられ、この要因を介することで賃金と収入の間の因果関係を肯定することもできよう。しかし、筆者としては、そうした要因を想定することは困難ではないかと思われる。

図表 2 非正規雇用の割合と高齢者世帯の割合の推移



(出所) 総務省「労働力調査」、厚生労働省「国民生活基礎調査」より作成

このように、労働者の賃金と世帯の収入について見ていく場合は、単純に両者の平均値を時系列的に比較して安易に結論を出すのでは、いわゆる見せかけの相関を真の因果関係と取り違えてしまうミスリードを招きかねないであろう。これを避けるためには、労働者については非正規雇用割合の上昇、世帯については高齢者世帯の増加など、我が国の社会における構造的な要因・影響についても考慮する必要があると考えられる。

3. 構造的な要因・影響を加味した労働者の賃金と世帯の収入の関係

ここからは、前述の構造的な要因・影響に鑑み、参照する統計にこうしたものを加味して見ていくこととする。

そこで、まず、賃金については、①一つは、今も労働者の多数を占める正規雇用を念頭に⁶、毎月賃金労働調査から現金給与総額（事業所規模5人以上、一般労働者（なお、図表1では就業形態計））とし（図表3）、②もう一つは、賃金を我が国の（正規雇用と非正規雇用を合わせた）全ての労働者の賃金総額という意味で捉え、内閣府「国民経済計算」から雇用者報酬（名目値）とする（図表4）。また、もう一方の収入については、前述のように収入の元となるものが賃金であることに鑑み、基本的に働いて収入を得ている現役世帯に着目し、総務省「家計調査」から実収入⁷（二人以上の勤労者世帯）として、そうした上で、

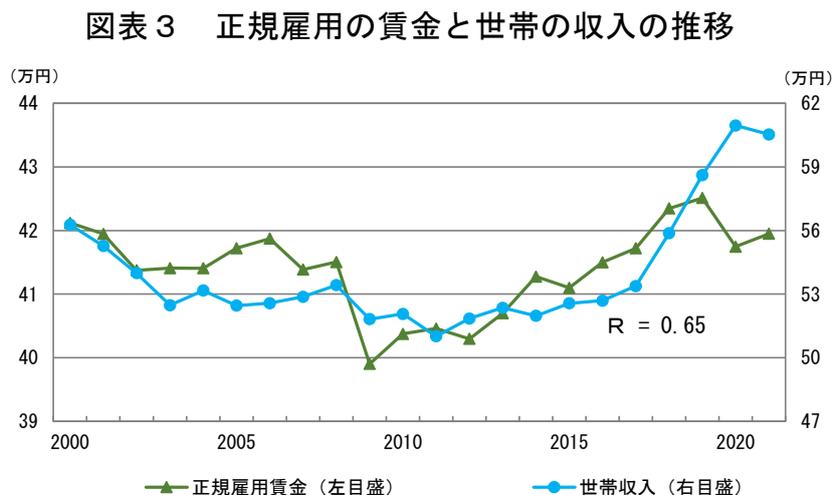
⁶ 雇用者のうち正規雇用の割合は、男女計、2021年平均で63.3%である（労働力調査）。

⁷ 実収入とは、世帯員全員の現金収入を合計したものである。実収入は経常収入と特別収入から成り、経常収入は勤め先収入、事業・内職収入、他の経常収入から成る。勤労者世帯では、実収入の大部分を勤め先収入が占める（後出図表6）。

賃金と収入の関係を見ていくこととしたい。なお、家計調査では、直近の2021年までの結果が公表されている。

(1) 正規雇用の賃金と世帯の収入の関係

図表3は、前述の①（毎月賃金労働調査における一般労働者の現金給与総額と家計調査における二人以上の勤労者世帯の実収入）による正規雇用の賃金と世帯の収入の関係を示したものである。



- (注) 1. 正規雇用賃金は、毎月勤労統計調査から現金給与総額（事業所規模5人以上、一般労働者）である。
 2. 世帯収入は、家計調査から実収入（二人以上の勤労者世帯）である。
 (出所) 総務省「家計調査」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成

両者の関係を見ると、グラフ上でのそれぞれの動きは、(主観的な印象ではあるが⁸⁾無関係には見えないにせよ、よく似ているとも言い難いように思われる。この関係について、変数間の関係の強さの指標である相関係数(R)で表すと0.65となり、これは、ある程度関係はあるが、非常に強い関係とまでは言えないという結果となっている⁹⁾。

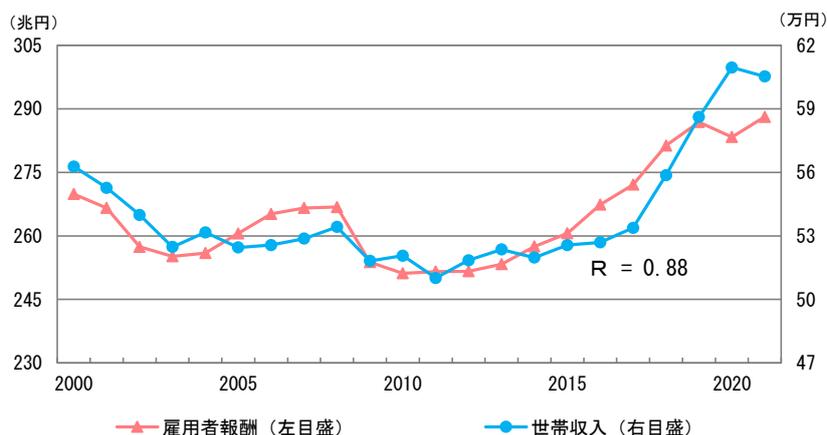
⁸⁾ 時系列データについて統計的に精緻な分析を行う場合は、沖本竜義『計量時系列分析』朝倉書店(2012)等を参照。なお、本稿では、議論が複雑かつ難解となることもあり、同書で解説されているような方法は使用していない。

⁹⁾ 相関係数はマイナス1以上プラス1以下の数値を取り、相関係数が正のときは正の相関（一方が増加（減少）すれば他方も増加（減少）する関係）が、負のときは負の相関（一方が増加（減少）すれば他方は減少（増加）する関係）があると表現する（相関係数が0のときは無相関）。目安としては、相関係数が絶対値で0.5以上になるとある程度の相関関係が、0.7以上になると強い相関関係が、0.9以上では非常に強い相関関係があると考えられている。

(2) 雇用者報酬と世帯の収入の関係

図表4は、前述の②（国民経済計算における雇用者報酬（名目値）と家計調査における二人以上の勤労者世帯の実収入）による労働者の賃金総額と世帯の収入の関係について示したものである。

図表4 雇用者報酬と世帯の収入の推移



(注) 1. 雇用者報酬は、国民経済計算から雇用者報酬（名目値）である。
 2. 世帯収入については、家計調査から実収入（二人以上の勤労者世帯）である。
 (出所) 内閣府「国民経済計算」、総務省「家計調査」より作成

図表4では、両者の動きが見た目にも似通ったものとなっており、雇用者報酬が増加（減少）すれば世帯の収入も増加（減少）する関係がかなり明確に現れているように思われる。また、この両者について、関係の強さの指標である相関係数（R）を計算すると0.88となり、これは、目安としてはかなり強い関係が考えられる数値となっている。

(3) 図表3と図表4の違いの理由について考える

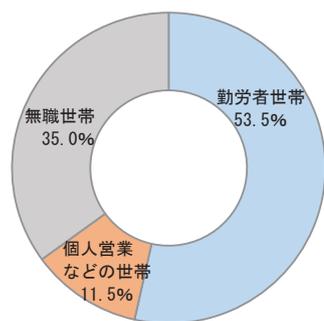
このように、労働者の賃金と世帯（二人以上の勤労者世帯）の収入との関係については、正規雇用の賃金（図表3）に比べて雇用者報酬（図表4）の方が関係が強そうな結果となっている。ここでは、その理由について、家計調査における世帯構成や収入の内訳から考えることとしたい。

図表5は家計調査（2021）における二人以上の世帯の内訳を、図表6は同調査における勤労者世帯と無職世帯の実収入の内訳を、それぞれ示したものである。図表5に関して若干付言すると、勤労者世帯とは、世帯主が会社、官公庁、学校、工場、商店などに勤めている世帯のことであり、二人以上の世帯のうち53.5%を占めている。これに対し、無職世帯とは、世帯主が無職で、年金、恩

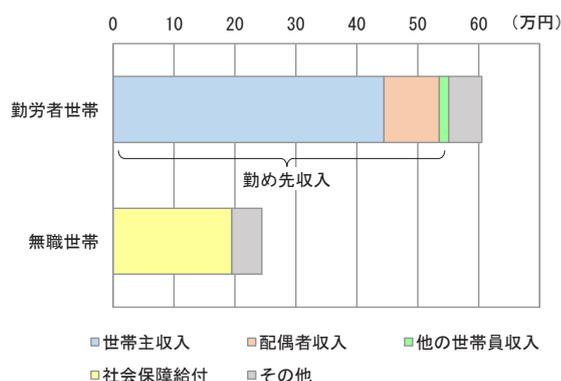
給、財産収入等により家計を営んでいる世帯のことであり、これは、前述（図表2）の高齢者世帯に重なる部分が多いと考えられる¹⁰。また、図表6の勤労者世帯と無職世帯の実収入の内訳については、勤労者世帯では勤め先収入の、無職世帯では年金などの社会保障給付の割合が高くなっているが、このこと自体は自然の成り行きと言えよう。

なお、我が国では夫が世帯主、妻が配偶者の世帯が大部分かと思われるが、図表6の配偶者収入の額は（妻が専業主婦（無職）の世帯やパート・アルバイト（非正規雇用）の世帯も含めた平均値としても）90,827円である。これは、大きさ・ウェイトとしては、世帯主収入（444,517円）の約20%、実収入（605,316円）の約15%に当たる。

図表5 二人以上の世帯の内訳



図表6 勤労者世帯と無職世帯の実収入の内訳



(注) 図表5、図表6とも、2021年平均の数値である。
 (出所) 図表5、図表6とも、総務省「家計調査」より作成

ここで話を少々戻すと、図表3、図表4で示した世帯の収入とは、勤労者世帯における（平均的な）実収入である。そのため、収入の大部分を占めるのは賃金（勤め先収入）となるが（図表6）、これは、具体的には、世帯主の賃金に配偶者等の賃金等を加え、その（我が国の勤労者世帯での）総計を勤労者世帯数で除することによって算出した一世帯当たりの平均値である。そうであれば、図表3、図表4から逆算して世帯の収入に世帯数を掛け合わせると、我が国における世帯主と配偶者等の賃金の総額（に近い額）が算出されることとなるが、

¹⁰ ただし、特に近年は、定年年齢の引上げ等に伴って働く高齢者も多くなってきている。なお、勤労者世帯の割合や高齢者世帯の割合の時系列的な変化・推移については、「家計調査年報」における「家計の概況」を参照。

これは、国民経済計算における雇用者報酬とほぼ同じと見ることができよう。2000年以降の二人以上の勤労者世帯の世帯数が不規則に大きく変化しているとは考えにくく、図表4において雇用者報酬と世帯の収入の間でかなり強い相関関係が見られたことには、十分な理由があると言えよう。

他方、正規雇用の賃金との関係（図表3）については、正規雇用の賃金は世帯主（基本的に夫）の賃金と同様に見てよいと思われるが、勤労者世帯の収入の全てが世帯主の収入でまかなわれているわけではなく（図表6）、特に、共働き世帯（1,247万世帯（2021年））が専業主婦世帯（566万世帯（同年））を大きく上回る現在においては¹¹、世帯の収入を世帯主の賃金だけから説明することは少々困難のように思われる。

4. 都道府県別に見た労働者の賃金と世帯の収入の関係

これまで見てきた図表3、図表4は、我が国での平均値や総額について、時系列的な推移を示したものと言える。そこで、ここからは少々視点を変え、時間を一時点に固定した都道府県別のデータ（クロスセクションデータ¹²）から、労働者の賃金と世帯の収入の関係について見ていくこととしたい。

（1）実収入と現金給与総額又は雇用者報酬の間での回帰分析

図表7、図表8は、そうした都道府県別の関係を示したものである。縦軸（被説明変数）は、ともに総務省「全国家計構造調査」（2019）から都道府県別の実収入（二人以上の勤労者世帯）¹³である。横軸（説明変数）は、図表7では毎月勤労統計調査（地方調査）（2019）から都道府県別の現金給与総額（事業所規模5人以上¹⁴）、図表8では内閣府「県民経済計算」（2018）から雇用者報酬¹⁵とし、それぞれ散布図を描き、回帰分析を行っている。なお、図表8では、縦軸、横軸ともに対数値に変換している。

¹¹ 労働政策・研修機構「早わかり グラフでみる長期労働統計」図12「専業主婦世帯と共働き世帯」（<<https://www.jil.go.jp/kokunai/statistics/timeseries/html/g0212.html>>）参照。

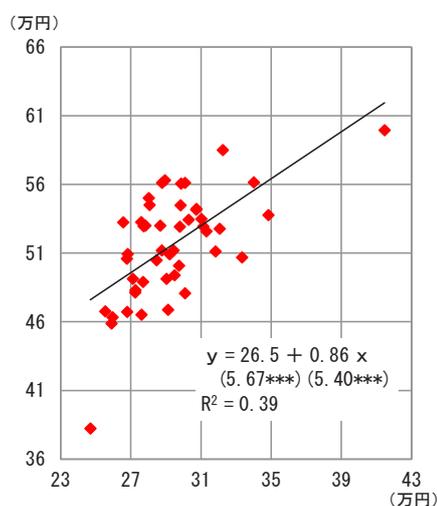
¹² クロスセクションデータとは、時間をある時点で固定し、場所別やグループ別などの項目を記録したデータのことである。なお、図表3や図表4のような時間の変化に着目したデータは、時系列データという。

¹³ 全国家計構造調査の用語の定義は家計調査とほぼ同様であり、実収入の意味については前掲注7参照。

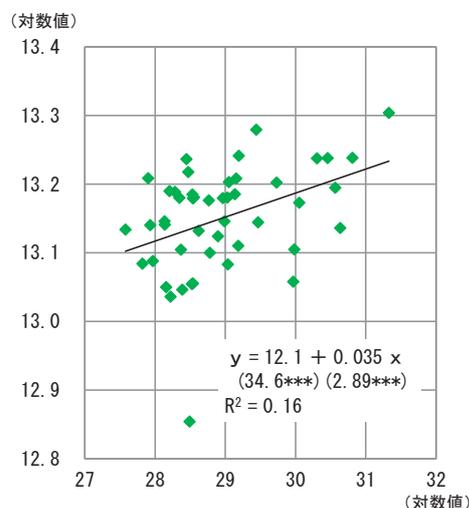
¹⁴ なお、毎月勤労統計調査（地方調査）で公表されているデータでは、一般労働者とパートタイム労働者といった区分は設けられていない。

¹⁵ 現在公表されている県民経済計算の最新結果は2018年のものである。

図表7 実収入と現金給与総額
の関係



図表8 実収入と雇用者報酬の
関係



- (注) 1. 縦軸は、図表7、図表8ともに、全国家計構造調査（2019）から、実収入（二人以上の勤労者世帯）である。横軸は、図表7では毎月勤労統計調査（2019）から、現金給与総額（事業所規模5人以上）、図表8では県民経済計算（2018）から、雇用者報酬である。
2. 図表7の単位は万円である。また、図表8では、横軸、縦軸とも対数値に変換している。
3. 定数項及びXの係数の下の()内の数値はt値であり、「***」は、t値が1%の有意水準を満たすことを示す。R²は決定係数。
- (出所) 内閣府「県民経済計算」(2018)、総務省「全国家計構造調査」(2019)、厚生労働省「毎月賃金統計調査(地方調査)」(2019)より作成

図表7、図表8を見ると、現金給与総額、雇用者報酬ともに、実収入との間で、一方が増加すれば他方も増加する相関関係があることが分かる（統計的には、いずれもt値が1%の水準で有意である）。また、決定係数（R²）を見ると、現金給与総額との関係では0.39（図表7）であるが、雇用者報酬との関係では0.16（図表8）と、若干低い数値となっている。この点については、図表8の雇用者報酬（説明変数）は都道府県全体の合計値であるのに対し、実収入（説明変数）は1世帯当たりの平均値であり、説明変数にのみ都道府県の人口が関係している（人口の多い都道府県では、それだけで説明変数の数値が大きくなる）等の理由が考えられよう。

（2）構造的な要因・影響（共働き世帯割合）を加味した回帰分析

さらに、労働者の賃金と世帯の収入の関係について、前述のような構造的な要因・影響についても考慮することとする。現在は共働き世帯が多数であり、妻（配偶者）の賃金も、世帯の平均的な収入にある程度のウェイトを占めてい

る（図表6）。そこで、回帰分析の説明変数として、①一つは、基本的に夫の賃金のみを念頭に置き、厚生労働省「賃金構造基本調査」（2019）から都道府県別のきまって支給する現金給与額¹⁶（男性、一般労働者、企業規模10人以上）とした単回帰分析、②もう一つは、共働き世帯の妻の賃金も考慮し、説明変数に総務省「就業構造基本調査」（2017）¹⁷から都道府県別の共働き世帯（妻の年齢が60歳未満¹⁸）の割合を追加した重回帰分析を行うこととする。なお、被説明変数は、図表7、図表8と同様、全国家計構造調査（2019）から都道府県別の二人以上の勤労者世帯の実収入である。

推計式 共働きの要因を加味した労働者の賃金と世帯の収入の関係

①労働者の賃金（ x ）と実収入（ y ）の関係

$$y = 28.9 + 0.66x + u \quad (R^2 = 0.32)$$

(5.81***) (4.58***)

②共働きの要因（ x_2 ）を追加した労働者の賃金（ x_1 ）と実収入（ y ）の関係

$$y = -21.8 + 1.15x_1 + 0.48x_2 + u \quad (R^2 = 0.54)$$

(-1.84*) (7.13***) (4.56***)

(注) 1. 労働者の賃金（ x 、 x_1 ）は、賃金構造基本調査（2019）から都道府県別のきまって支給する現金給与額（男性、一般労働者、企業規模10人以上）、共働きの要因（ x_2 ）は、就業構造基本調査（2017）から都道府県別の共働き世帯の割合（妻の年齢が60歳未満）、実収入（ y ）は、全国家計構造調査（2019）から都道府県別の実収入（二人以上の勤労者世帯）である。なお、 u は誤差項である。

2. ①、②とも、労働者の賃金（ x 、 x_1 ）、実収入（ y ）の単位は万円である。

3. 定数項と x の各係数の下の()内の数値は t 値。*は t 値が10%の水準で、***は t 値が1%の有意水準で有意であることを示す。 R^2 は決定係数である。

(出所) データの出所は、総務省「全国家計構造調査」（2019）及び「就業構造基本調査」（2017）、厚生労働省「賃金構造基本調査」（2019）である。

推計式を見ると、被説明変数である世帯の収入（実収入）に対し、説明変数である労働者（男性の一般労働者であり、前述のように、基本的に夫と見てよいと考えられる）の賃金（推計式①、②）、共働き世帯の割合（推計式②）とも、統計的に有意な影響を与えていることが分かる（いずれも t 値が1%の水準で有意である）。また、決定係数（ R^2 ）を見ると、推計式②（ $R^2=0.54$ ）は推計式①（ $R^2=0.32$ ）に比べて回帰式の当てはまりが向上しており、この意味としては、世帯の収入について労働者（夫）の賃金のみで説明できる部分は3

¹⁶ きまって支給する現金給与額とは、労働契約等に定められる支給条件等によって支給された現金給与額のこと、基本給、通勤手当、家族手当等のほか、超過労働給与額も含まれる。

¹⁷ 現在公表されている就業構造基本調査の最新結果は2017年のものである。

¹⁸ 共働き世帯とは、世帯類型のうち、夫婦とも有業の世帯のことである。なお、高齢者世帯を除く意味で、便宜的に妻の年齢を60歳未満とした。

割程度であるが、更に共働き世帯の割合を説明変数に追加すれば、説明できる部分が5割程度に上昇することを示している。共働き世帯の割合だけでは妻(配偶者)の雇用形態までは分からないにせよ(正規雇用か非正規雇用かは賃金に影響を与える)、推計式②は、配偶者収入が実収入にある程度のウェイトを占めている現状(図表6)に対して整合的な結果とも言えよう。

5. おわりに

以上のように、労働者の賃金と世帯の収入については、収入の元となるものは基本的に賃金であることから、両者がそもそも無関係ということは考えられないであろう。しかし、具体的に両者がどのように関係し合い、どの程度影響し合っているかについては、見方や考え方によって様相が異なることもあり得る。この点に関して、本稿では、以前から割合が上昇してきている非正規雇用や高齢者世帯との関係でどう考えるか、賃金については正規雇用の労働者一人当たりの現金給与総額で見るか(なお、労働者の多数は今も基本的に正規雇用となっている)、全ての労働者の賃金の総額である雇用者報酬で見るか、配偶者(多くの場合は妻と考えられる)の賃金についてどう見るか、また、分析方法としては時系列的な推移から比較を行うか、都道府県別のクロスセクションデータから回帰分析を行うかといった観点から、検討を行った。

本稿は、これによって何らかの政策提言を示すといった性格のものではないが、適切な政策提言を行うためには、その前提として、物事の見方・考え方は客観的・科学的に、かつ、エビデンスに基づいたものであるべきということと言えよう¹⁹。

(内線75044)

¹⁹ 本稿では、年金を受給している高齢者世帯に関して特段の言及はしていない。ただし、特に政策提言を行おうという場合には、高齢者世帯の年収や高齢者世帯と現役世帯との関係等についても(いわゆる世代間対立の可能性も含めて)、十分に配慮する必要があるだろう。